

国民に開かれた司法制度の実現をめざして 司法制度改革審議会中間報告の問題点

山田 善二郎

昨年11月20日、司法制度改革審議会（改革審）が、中間報告を政府に提出しました。この審議会は、戦後50年間実施されてきたわが国の司法制度（裁判の仕組み）を検討し、新たな制度を確立することを目的に、1999年6月に公布された司法制度改革審議会設置法により、政府が任命した13名の委員によって構成されています。

直接の動機は、アメリカや財界の要求にそった司法制度に改めることにありますが、日弁連をはじめ自由法曹団、日本民主法律家協会、労働団体や消費者団体などが、市民の立場に立った司法の実現を改革審に求める、数々の建設的な意見を提言しています。日本国民救援会も、国民に開かれた司法制度を求めて提言を提出し、同時に司法総行動実行委員会や司法改革市民会議などと共同行動を進めています。

こうした運動が改革審に影響を及ぼし、発表した中間報告の中には、「訴訟手続きへの国民参加は国民主権の原理と関連する」「裁判内容に社会常識を反映させて、司法に対する信頼を確保する等の見地が必要であると考えられる」など、市民の意見をとりいれたと思われる部分が見られます。国民の声が、改革審の論議に影響を与えていることは確かと思えます。そこで、よりよい司法制度の実現を求めて、運動を強化することが重要です。そのために、中間報告のいくつかの問題点を明らかにしてみたいと思います。

最初の問題は、中間報告が冒頭の「21世紀の『この国のかたち』」についてと題して記述している文書の中で、わが国が「悲惨な戦争への坂道を転げ落ち云々」と述べている部分です。あの戦争が侵略戦争であり、日本の司法がそれに

協力した事実や、戦後はアメリカ軍の占領下ではたした反動的役割などについては、言及されていません。日立武蔵・残業拒否解雇事件の裁判は、今日の司法が大企業の利益擁護を最優先してきた姿勢を、端的に示したものでした。

こうした問題にふれることなく、中間報告は、今回の司法改革が歴代自民党政府が強行している一連の政治改革、行政改革、規制緩和などの「最後かなめ」である、と位置付けています。大規模な規制緩和やリストラ合理化などにより、倒産は相次ぎ失業者が巷にあふれている現実を直視するならば、わが国の司法を、よりいっそう対米従属と大資本奉仕の政治経済政策に見合ったものにすることを許すわけにはいきません。

中間報告が、「人間味あふれる、思いやりのある、心の温かい裁判官」「法律家としてふさわしい多様で豊かな知識と経験に裏打ちされた資質と能力を備えた裁判官こそが……国民が求める裁判官の姿であると考え云々」と指摘していることは評価できます。しかし、個々の裁判官の市民的自由と裁判が、最高裁の特権官僚に束縛・統制されており、その結果、憲法の番人・人権の砦と云われながら、ことさら憲法判断を避けたり市民常識を逸脱した裁判が横行している事実については、検討した形跡は見られません。司法官僚による裁判官統制が温存される限り、真に国民のための司法改革を実現することは困難でしょう。中間報告にあるこれらの不十分な点を指摘し、さらに踏み込んで検討すべきと考える問題をあげてみたいと思います。

第1に、国民の期待に応える司法を実現するには、法曹一元（経験を積んだ弁護士が裁判官

国際・国内動向

になる)と陪審制度(国民が直接裁判に関与し有罪か否かについて判断する)の実現が不可欠です。しかし中間報告は、「裁判官の任命手続きや人事制度に透明性や客観性を付与するための見直し」としているだけで、明確な結論をだしていません。国民に開かれた裁判制度に改革する最良の道は、法曹一元の実現にかかっていると云えましょう。

陪審制度を導入すべきだという意見は、以前からありました。この問題についても言及してはいるものの、参審制と併記した上で、「特定の国の制度にとらわれることなく、主として刑事訴訟事件の一定の事件を念頭に置き、わが国にふさわしいあるべき参加形態を検討する」と、結論を先送りにしています。法務省と最高裁は、参審制の導入を検討していると報道されていますが、いかなる形態の参審制も正しい意味での国民の司法参加といえるものではありません。国民の司法参加の道は、陪審制度以外にはなく、それも刑事・民事・行政などすべての裁判に取り入れるべきであると考えます。

中間報告は、司法官僚については言及せず、その反面で弁護士制度の改革は「今次司法制度改革……の中でも主要かつ決定的な課題」であると、力説しています。弁護士自治にとって警戒すべき意見と考えます。

第2は、司法手続きなどの問題です。

民事・刑事双方の裁判ともに、「迅速」「適正」「実効的」な裁判を強調し、訴訟の早い段階から審理の終結を見通し、手続を決めて計画的に審理を実施することが有効と述べています。訴訟の促進は、それが社会的弱者の立場を配慮して、公正に行われる限り好ましいことです。しかし、労働裁判や薬害エイズ裁判その他、国や大企業の不法行為を追及する裁判では、被告側は不利な証拠は法廷に提出せず、原告側に挙証責任が課せられているのが実状です。そのため少なくとも労働者や市民が、長期かつ困難な裁判を余儀なくされ、そのあげくに敗訴の苦汁を味あわされてきました。社会的弱者に配慮を欠いたまま、法律や規則により、あらかじめ審理の集結を見通した「迅速」な裁判が強いられるならば、

市民の救済の道をいちじるしく狭めてしまうことになりかねません。

それに加えて、中間報告は、弁護士費用の敗訴者負担を主張しています。こんな制度が実現したら、思想差別や過労死、職業病などの被害者が、司法に救済を求める意欲を失ってしまう効果以外の何ものもたらさないでしょう。大規模なリストラや規制緩和によって、生死の境地に追いやられている労働者や中小零細業者が、奪われた権利の救済を裁判に求める、その道を塞ぐような司法改革であってはならないと思います。

第3は、刑事司法の使命を、「社会秩序の維持」「市民の安全な生活の確保」に置いている問題です。治安維持法が猛威を振った戦前、裁判所が弾圧機関の一翼を担った歴史を思い起こさせます。刑事裁判の目的は、あくまでも疑わしい場合は被告人の利益をの精神で真実を発見する事であり、判決確定までは推定無罪である被疑者、被告人の人権が尊重されなければなりません。

市民の要望の一部を取り入れて、被疑者段階で国選弁護人の制度を設ける、という見解は評価できます。また充実・迅速な裁判が人権尊重の精神で行われるならば、歓迎されましょう。だが、古くは松川事件から最近の横浜人活センター弾圧事件その他、救援会がこれまで支援してきた弾圧事件やえん罪事件で共通して見られる事実は、警察・検察側が証拠をでっち上げたり、無実の証拠を隠匿するなどして、そのために真実発見に莫大な手間ひまを要し、これが裁判長期化を招いた最大の原因だったのです。長期裁判のもう一つの原因は、無罪判決に対する検察側の控訴、すなわち不利益上訴の制度にもあります。名張事件の奥西死刑囚の場合は一審無罪が逆転死刑となり、30余年間、獄中から無実を訴えているのです。改革審は、こういう深刻な実状についてさらに深く立ち入って検討すべきであると考えます。

「社会秩序の維持」を大義名分に「迅速」な裁判の名の下に公判期限が限定され、強権的訴訟が強化し弁護士活動に対する規制が強化される

ならば、労働運動や民主的活動に加えられる弾圧事件の裁判も否定的影響を受けることになり、誤判やえん罪が拡大再生産される危険性もきわめて大きいと云えましょう。

第4は、緊急切実な課題として、国連人権委員会からも強く勧告されている、代用監獄（被疑者を拘置所でなく、警察の留置所に勾留しておくことができる）制度について、中間報告は明確に廃止を打ち出していません。無実の者が警察署の留置場に入れられて、嘘の自白を強いられ、その自白調書を主要な証拠として起訴される痛ましい事件が、今日なお後を絶ちません。自白調書裁判を根絶するためには、その温床である代用監獄制度の廃止こそ焦眉の課題です。

検察側手持ち証拠についても、「ルール」を設けて開示するとしています。ここにも裁判官の権限強化の危険が見られます。検察側手持ちの

全証拠の開示こそ、真実発見、公正で迅速な裁判にとって不可欠であると思います。

改革審での争点は、アメリカや大企業、行政権力にとって使いやすい司法か、国民に開かれた国民のための司法かをめぐる議論といえましょう。6月末には最終報告がまとめられる予定で、余すところわずかの期限です。人権と民主主義がまもられる21世紀の司法制度が擁立されるよう、司法制度改革審議会に対して、わたしたちの批判、意見、要望を急いで集中しましょう。そのために、職場や地域で「日独裁判官物語」の上映、裁判闘争をたたかっている当事者や弁護士を囲む懇談会、街頭宣伝、大衆集会などの運動を、積極的に展開するよう呼びかけます。

(やまだ ぜんじろう・日本国民救援会中央本部会長)

『労働総研クォーターリー』2001年夏季号 (No.43)

・アメリカ経済をどうみるか

中本 悟

〔特集〕深刻な日本経済をどう打開するか

- ・日本経済の現状と労働者・国民の貧困化
- ・所得格差の現状と原因
- ・貧困からの脱却と日本経済の再生

清山 卓郎
唐鎌 直義
大須 真治

〔国際・国内動向〕

- 1 イギリス＝最低生活費の算定と制度要求
- 2 2001年国民春闘での新たな胎動

三富 紀敬

〔書 評〕

- ・林 直道著『恐慌・不況の経済学』

〔新刊紹介〕

- ・今宮 謙二著『投機マネー』
- ・金子 勝・他著『財政崩壊を食い止める』
- ・都民連編『データで見るTokyo2000』
- ・カレ・ヴァン・ウォフルン著『アメリカを幸福にし世界を不幸にする不条理な仕組み』